

令和2年第3回八雲町議会臨時会会議録

令和2年4月24日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度八雲町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第 4 議案第 1 号 令和2年度八雲町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 [報告第 1 号 専決処分の報告について
(損失補償額の決定について)
報告第 2 号 専決処分の報告について
(損失補償額の決定について)
報告第 3 号 専決処分の報告について
(損失補償額の決定について)
報告第 4 号 専決処分の報告について
(損失補償額の決定について)

○出席議員(14名)

2番	関口正博君	3番	佐藤智子君
4番	横田喜世志君	5番	斎藤實君
6番	大久保建一君	7番	赤井睦美君
9番	三澤公雄君	10番	田中裕君
11番	牧野仁君	12番	安藤辰行君
13番	宮本雅晴君	14番	千葉隆君
副議長	15番 黒島竹満君	議長	16番 能登谷正人君

○欠席議員(0名)

○欠 員(2名)

○出席説明員

町 長	岩村克詔君	副町長	吉田邦夫君
副町長	萬谷俊美君	総務課長	三澤 聡君
政策推進課長	竹内友身君	併選挙管理委員会事務局長	
会計管理者	馬着修一君	財務課長	川崎芳則君
兼会計課長		住民生活課長	川口拓也君
保健福祉課長	戸田 淳君	公園緑地推進室長	佐々木裕一君
水産課長	伊藤 修君	商工観光労政課長	藤 牧直人君
環境水道課長	田村春夫君	環境水道課参事	佐藤英彦君
教育長	土井寿彦君	学校教育課長	石坂浩太郎君
社会教育課長			
兼図書館長	佐藤真理子君	体育課長	三坂亮司君
郷土資料館長			
町史編さん室長			
総合病院事務長	成田耕治君	総合病院庶務課長	竹内伸大君
総合病院医事課長	石黒陽子君	総合病院地域医療連携課長	長谷川信義君
総合病院地域医療連携課参事	加藤孝子君	消 防 長	大 淵 聡君
消防本部次長	高橋 朗君	八雲消防署警防救急課長	大清水良浩君
八雲消防署長			

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】
 産業課長 吉田一久君 熊石国保病院事務長 福原光一君

○出席事務局職員

併議会事務局次長	成田真介君	庶務係長	松田 力君
監査委員事務局次長		併監査委員事務局監査係	

◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和2年4月24日招集、八雲町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員より、2月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。

詳しいことにつきましては、事務局に保管しております関係書類を必要に応じご覧いただきたいと存じます。

本臨時会においても引き続き、議員、理事者、傍聴者の方へ、マスクの着用を要請しております。また、議場内の換気のため、議場の出入り口を開放しておりますので、議事進行に支障がないよう皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に大久保建一君と安藤辰行君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより事務局次長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局次長（成田真介君） ご報告いたします。

本臨時会に対し町長から提出された案件は、既に配付しております議案1件、承認2件及び報告4件であります。

これら議案等説明のため、町長、教育委員会教育長、監査委員及び予め委任又は囑託を受けた説明員の出席を求めています。

以上でございます。

◎ 日程第3 承認第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 承認第2号専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、令和2年度八雲町一般会計補正予算第2号を専決処分したことに対する承認でござ

います。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。議案書14ページ及び15ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度八雲町一般会計補正予算第2号について、令和2年4月1日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

補正予算第2号は、新型コロナウイルス感染症による町内事業者の経営状況の悪化に伴い、勤労者の勤務時間の短縮による給料の減額や解雇などによって生活維持に支障をきたす勤労者などを対象とした、北海道労働金庫の融資の借入によって生じる利子や保証料の補給による支援を行うほか、外食や購買機会の減少による農畜産物の消費低迷などによって町内製品の流通停滞も懸念されることから、町の特産品を産業界の連携のもとに販売し消費の拡大を図るもので、執行に係る予算の確保について急を要したほか、地域経済を考慮し即効性のある対応を図るため、令和2年4月1日付で専決処分いたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和2年度八雲町一般会計補正予算第2号についてご説明いたします。議案書16ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに246万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を149億7,779万8千円にしたものであり、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書21ページ下段をお願いいたします。

5款1項労働費 1目労働諸費98万2千円は、新型コロナウイルス感染症による終息の目途が立たない状況の中、町内事業者においては売り上げの低下による資金繰りなど経済経営環境が急激に悪化しつつあり、これにより勤労者の勤務時間短縮や解雇など雇用に関わる影響が懸念されております。このような状況を踏まえ、生活維持に支障をきたす勤労者などに対し、生活資金確保のため、北海道労働金庫が行う融資の借入によって生じる利子や保証料について1年間の補給を行うもので、18節負担金補助及び交付金に勤労者融資円滑支援事業補助金98万2千円を追加したものであります。

7款1項商工費 2目商工振興費148万5千円は、町内小中学校の臨時休校による学校給食の停止のほか、外食や購買機会の減少により農畜産物の消費が低迷するなど、町内製品の流通形態も懸念されることから、町の特産である軟白ネギと牛乳を商工会が町民へ格安で販売し、町内製品の消費拡大と商工業者の収入確保を図るもので、町内製品需要喚起対策支援事業補助金148万5千円を追加したところであり、販売については4月10日から12日までの3日間の日程により実施したものであります。

以上、補正する歳出の合計は246万7千円の追加であります。

続いて、歳入であります。同じく議案書21ページ上段をお願いいたします。

19款繰入金 1項寄金繰入金 2目ふるさと応援基金繰入金148万5千円の追加は、歳出でご説明いたしました町内製品需要喚起対策支援事業に要する財源として計上したものであります。

20款1項1目繰越金98万2千円の追加は、前年度繰越金で歳出に対応した計上であります。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の246万7千円の追加であります

次に、債務負担行為の補正であります。議案書 18 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為の補正は、歳出の事項別明細書によりご説明いたしました勤労者融資円滑支援事業により、勤労者が借入した資金に対する利子及び保証料補給金で、期間を令和 2 年度から令和 3 年度まで、限度額を融資額に対する利率の内 0.8%以内とし設定したものであります。

以上で、承認第 1 号令和 2 年度八雲町一般会計補正予算第 2 号の説明といたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第 4 議案第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 4 議案第 1 号令和 2 年度八雲町一般会計補正予算第 3 号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第 1 号令和 2 年度八雲町一般会計補正予算第 3 号についてご説明いたします。議案書 1 ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 1,231 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 149 億 9,011 万 6 千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 7 ページをお願いいたします。

3 款民生費 2 項児童福祉費 2 目児童措置費 45 万 3 千円は、マイナンバー制度の改正により、国からの児童制度の給付における新たなデータ項目の追加などにより、本年 6 月のデータ標準レイアウトの改盤を控え、現行の児童手当システム改修の必要が生じたため、12 節委託料に児童手当システム改修業務委託料 45 万 3 千円を追加しようとするものであります。

7 款 1 項商工費 2 目商工振興費 420 万円は、新型コロナウイルス感染症拡大により終息の目途が立たない状況の中、例年 5 月第 3 日曜日に開催している熊石あわびの里フェスティバルの開催中止を受け、また、外食や購買機会の減少による水産物の消費低迷や町内事業者における売り上げの低下など経営環境が急激に悪化しつつあることを踏まえ、イベントでの供給を予定していた養殖アワビについて、主に飲食や宿泊を中心とする町内事業者へ格安で販売し、地産

地消による消費拡大と漁業者の経営の安定を図るもので、18 節負担金補助及び交付金に町内産品需要喚起対策支援事業補助金 420 万円を追加しようとするものであります。

10 款教育費 4 項社会教育費 3 目図書館費 766 万 5 千円は、図書館 2 階視聴覚ホールの空調設備が 3 月 14 日に故障し、現在冷暖房が入らない状況を踏まえ、早急な改修が必要と判断し、14 節工事請負費に空調設備改修工事請負費 766 万 5 千円を追加しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は 1,231 万 8 千円の追加であります。

続いて、歳入であります。議案書 5 ページをお願いいたします。

15 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 30 万 1 千円の追加は、歳出でご説明いたしました児童手当システム改修事業に対する国の子ども子育て支援事業補助金で、事業費の 3 分の 2 相当額であります。

19 款繰入金 1 項基金繰入金 2 目ふるさと応援基金繰入金 1,186 万 5 千円の追加は、歳出でご説明いたしました町内産品需要喚起対策事業及び図書館空調設備改修事業に要する財源として計上しようとするものであります。

20 款 1 項 1 目繰越金 15 万 2 千円の追加は、前年度繰越金で歳出に対応した計上であります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の 1,231 万 8 千円の追加であります。

以上で、議案第 1 号令和 2 年度八雲町一般会計補正予算第 3 号の説明といたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 5 承認第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 5 承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことに対する承認でございます。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 承認第 1 号についてご説明いたします。議案書 9 ページからになります。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 3 月 31 日公布されたことに伴い、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定

により政令の公布日と同日専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めようとするものであります。

それでは、専決処分いたしました条例の改正内容についてご説明いたします。議案書11ページをお願いいたします。また、併せて概要説明書の3ページもご覧願います。

改正の概要でございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の法定不可限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険税軽減の拡充等に関する改正でございます。

第2条第2項及び第4項の改正は、賦課限度額の引き上げで、第2項では医療分を61万円から63万円に、第4項では介護納付金分を16万円から17万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

第23条の改正は、保険税軽減適用後の賦課限度額につきましても第2条の改正に合わせ改めるとともに、12ページ上段同条第2項第2号及び第3号では、低所得者に係る保険税軽減の適用範囲を拡充させるため、被保険者数等に乗ずる額を5割軽減は28万円から28万5,000円へ、2割軽減は51万円から52万円へ、それぞれ増額するものでございます。

次に、附則第6項及び13ページ附則第7項では、規定中に引用している租税特別措置法につきましてもこの程改正が行われ、土地の譲渡所得特別控除措置が同法の第35条の3第1項として追加されたことから、当該条項を加えるものでございます。

最後に、この条例改正の附則でございますが、第1条は施行期日を令和2年4月1日とし、但し書きとして、本法附則第6項及び第7項につきましては、土地の基本施策を定めている土地基本法の改正施行日の翌年1月1日からとするもので、第2条は適用区分を令和2年度の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上、承認第1号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第6 報告第1号、報告2号、報告3号及び報告4号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 報告第1号、第2号、第3号及び第4号の専決処分の報告については関連がありますので、一括議題といたします。

本件は、損失補償額の決定についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号の専決処

分の報告について、一括で説明させていただきます。議案書、24 ページから 31 ページでございます。

本件は、公共下水道施設の整備に伴い水洗化等の普及促進を図るため制定されました、八雲町水洗便所等改造資金融資幹旋規則の規定に基づき、金融機関が平成 19 年から 20 年の間に行った 3 名、4 件の貸付について、借受者の経営する会社の倒産により返済が困難となり、平成 23 年 10 月から返済が停止し、金融機関による債権回収を行って来ましたが、債権者らの自己破産や死亡等の理由により回収不能となり、町と金融機関との協議によりその損失を補償するものであり、損失補償の額について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。議案書 25 ページをお願いします。

損失補償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、令和 2 年 4 月 10 日専決処分したものであります。

損失補償の額の決定について、町は八雲町水洗便所等改造資金融資幹旋規則第 8 条の規定に基づき、金融機関が貸し付けた貸付金について、町及び金融機関において借受者、連帯保証人のいずれも弁済が困難であると認めたので、町長と金融機関が平成 18 年 4 月 1 日に締結した八雲町水洗化等改造資金融資幹旋業務取扱契約第 3 条第 2 項の規定により、その額を補償するため、次のとおり損失補償の額を決定するものであります。

報告第 1 号の損失補償の額は 7 万円で、損失補償の相手方は報告第 1 号から報告第 4 号まで同じく、茅部郡森町字御幸町 115 番地、渡島信用金庫理事長 伊藤 新吉でございます。

議案書 27 ページ、報告第 2 号の損失補償の額は 7 万円。

議案書 29 ページ、報告第 3 号の損失補償の額は 10 万円。

議案書 31 ページ、報告第 4 号の損失補償の額は 46 万円となっております。

以上、簡単ではございますが、報告第 1 号、報告第 2 号、報告第 3 号、報告第 4 号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって、報告第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号については報告済みといたします。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、令和 2 年第 3 回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前 10 時 30 分〕